外来対応医療機関確保事業費補助金交付要綱

（通則）

第１条　知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、県内の新設の外来対応医療機関等が新型コロナウイルス感染症患者の診療を実施するために必要な初度設備等の整備について、予算の範囲内において整備に要する経費の補助金を交付するものとし、その交付に関しては令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年９月 29 日厚生労働省発医政 0929 第５号、厚生労働省発感 0929 第４号、厚生労働省発医薬 0929 第 81 号）、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和５年９月 29 日医政発 0929 第 23 号、感発 0929 第３号、医薬発 0929 第 12 号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第９号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助目的）

第２条　この補助金は、外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備に要する経費について補助することにより、新設の外来対応医療機関が新型コロナウイルス感染症患者の診療を実施することができる体制を整備することを目的とする。

（補助対象）

第３条　補助の対象は、第２条に定める目的をもって事業を実施する、次に掲げる条件を全て満たす外来対応医療機関※とする。

（１）令和５年３月 10 日以降に初めて外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は診療・検査医療機関）の対応を行っていること。

（２）少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行うこと。

※外来対応医療機関とは、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者･接触者外来､「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和５年３月 17 日付け事務連絡）に基づく外来対応医療機関を指す。

（３）令和５年 10 月１日以降に交付申請をする場合は、令和５年９月 30 日までに本補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象事業）

第４条　補助対象事業は、第２条に定める目的に基づき、令和５年３月 10 日から令和６年３月 31 日の期間内で前条に該当する新設の外来対応医療機関が実施する初度設備等の整備事業とする。

（補助金の額）

第５条　この事業にかかる補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（１）補助交付対象経費の具体的な例は、下記（ア）から（オ）のとおりであるが、外来対応医療機関の新設に必要不可欠な初度設備等を対象とする。なお、次の表の第２欄に定める基準額と第３欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（ア）患者案内のための看板の設置料

（イ）ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費

（ウ）換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費

（エ）医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費

（オ）非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費
（２）（１）により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

１.区分	２.基準額	３.対象経費
外来対応医療機関	１施設あたり上限 500,000 円	外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を行うために生じた経費

（交付申請）
第６条　規則第３条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第１号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。
２　補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の条件）
第７条　規則第５条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。
（１）事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
（２）事業を中止または廃止する場合には、別紙様式第６号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
（３）事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
（４）事業により取得し、または効用の増加した価格が単価 50 万円（民間団体にあっては 30 万円）以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または取り壊してはならない。
（５）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
（６）事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
（７）事業に係る証拠書類等の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。
　ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（変更申請）
第８条　この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第２号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するも

のとする。

（実績報告等）
第９条　規則第 12 条に規定する実績報告は、別紙様式第３号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後１月以内または翌年度４月 10 日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。
２　第６条第２項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第 10 条　補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が０円の場合を含む）には、翌々年度５月 20 日までに消費税等仕入れ控除税額報告書（別紙様式第４号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

（概算払い）
第 11 条　知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第５号による交付請求書（概算払）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）
第 12 条　補助事業者は、第６条の規定に基づく交付の申請、第８条の規定に基づく変更申請、第９条の規定に基づく実績報告、第 10 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告または前条の規定に基づく概算払の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第３条第１項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（標準事務処理期間）
第 13 条　標準事務処理期間は次のとおりとする。
（１）規則第４条の規定による補助金等の交付決定は、規則第３条の規定による申請書を受理した日から起算して３０日以内に行うものとする。
（２）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して１４日以内に変更交付決定を行うものとする。
（３）規則第 13 条の規定による額の確定は、第９条の規定による実績報告書を受理した日から起算して３０日以内に行うものとする。

（検査）
第 14 条　知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

（付則）
この要綱は、令和５年６月１日から施行し、令和５年度の補助金について適用する。
なお、令和５年３月 10 日以降の事業に適用する。
この要綱は、令和５年 10 月１日から施行し、令和５年度の補助金について適用する。
なお、令和５年３月 10 日以降の事業に適用する。